**別表**(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
| 1　文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。) | イ　閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額 |
| ハ　複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く) | 用紙1枚につき10円(A2については40円、A1については80円) |
| ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 | 用紙１枚につき20円 |
| ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき120円(六切サイズは、1枚につき520円)に12枚までごとに760円を加えた額 |
| へ　スキャナにより読み取ってできた電子的記録をFDに複写したものの交付 | FD1枚につき50円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| ト　スキャナにより読み取ってできた電子的記録をCD-Rに複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| チ　スキャナにより読み取ってできた電子的記録をDVD-Rに複写したものの交付 | DVD-R1枚につき120円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 2　マイクロフィルム | イ　用紙に印刷したものの閲覧 | 用紙1枚につき10円 |
| ロ　専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき300円 |
| ハ　用紙に印刷したものの交付 | 用紙1枚につき80円(A3については140円、A2については370円、A1については690円) |
| 3　写真フィルム | イ　印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき10円 |
| ロ　印画紙に印画したものの交付 | 手札サイズは、1枚につき30円六切サイズは、1枚につき430円 |
| 4　スライド(9の項に該当するものを除く。) | イ　専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき390円 |
| ロ　印画紙に印画したものの交付 | 手札サイズは、1枚につき100円六切サイズは、1枚につき1,300円 |
| 5　録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク | イ　専用機器により再生したものの聴取 | 1巻につき290円 |
| ロ　録音カセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき430円 |
| 6　ビデオテープ又はビデオディスク | イ　専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき290円 |
| ロ　VHS方式ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき580円 |
| 7　電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。) | イ　用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルごとにつき410円 |
| ハ　用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く) | 用紙1枚につき10円 |
| ニ　用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| ホ　フロッピーディスクに複写したものの交付 | 1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| へ　CD―Rに複写したものの交付 | 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| ト　DVD―Rに複写したものの交付 | 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| 8　映画フィルム | イ　専用機器により映写したものの視聴 | 1巻につき390円 |
| ロ　VHS方式ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額 |
| 9　スライド及び録音テープ(第3条第5項に規定する場合におけるものに限る。) | イ　専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき680円 |
| ロ　VHS方式ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額) |
| 備考　1の項ハ及びニ、2の項ハ又は7の項ハ及びニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 |